

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

エンジェル税制について

確定申告時期になりましたので、今回の確定申告でも適用が考えられるエンジェル税制を取り上げたいと思います。エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するために一定の要件を満たしたベンチャー企業に対して、個人が投資を行った場合、投資時点と、売却時点で税制上の優遇措置を受けることができる制度です。

平成20年から平成27年までに新規で事前確認書の交付を受けた企業は200社程で、平成20年、平成21年は約50社ずつ、平成22年以降は約20社ずつで推移しているようです。

1. 優遇措置の内容

(1) 投資した年に受けられる優遇措置

次のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

① 優遇措置A

(対象企業への投資額-2,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

② 優遇措置B

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

(2) 未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる優遇措置

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

ただし、上記1の優遇措置A又はBを受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算しますので、注意が必要です。

2. 確定申告手続き

エンジェル税制の対象企業に投資を行った個人は、投資または売却時の年分の確定申告の際に、投資先企業から交付を受けた経済産業大臣の確認書等の一定書類を確定申告書に添付することで、税制上の優遇措置を受けることができます。なお、添付書類はそれぞれの優遇措置により異なります。添付書類は経済産業省のホームページで確認できます。

確定申告の際には、優遇措置の選択誤りや適用もれのないよう十分注意が必要です。